

京都市道工事中埋め戻し不全事件

道路局道路交通管理課訟務係

京都市道工事中埋め戻し不全事件

〔一審判決〕平成一三年三月一日

京都地方裁判所 請求一部認容（確定）

1 事件の概要

公共下水道管付設工事のために掘削、仮埋め戻しされた市道から突出したマンホールに車両底部を衝突させた原告が、工事業者と市道を管理する京都市に対し、損害賠償請求をした事件である。（請求額…四六〇万四、一二〇円）

2 両者の主張

① 原告の主張

事故当時、事故現場は、道路工事により、本件マンホールの直前から原告の進行方向に向かって地表面から約二〇cm掘り下げられて段差が生じており、夜間（事故発生時は午前〇時五〇分頃）は周囲が真っ暗な中、本件マンホールだけが約二〇cm突出した状態になっていた。

② 請求に対する被告らの認否

イ 被告会社

被告会社は、被告京都市から上記道路工事を請け負って施工中であったのであるから、通行車両の運転手に対して注意を促すため、上記のような道路状況を表示する標識等を設ける義務があるのにこれを怠ったため、本件事故により原告の被った損害を賠償する責任がある。また、被告京都市は、市道の管理者として、同じく原告の被った損害を賠償する責任がある。

なお、損害として原告が請求したものは、人損（治療費、休業損害、通院慰謝料等）、物損（修理費用、代車費用等）及び弁護士費用である。

本件マンホール蓋の周囲のアスファルト路面が埋め戻した関係から通行車両による圧迫により徐々に陥没し約五cm突出する形になっていたが、事故現場付近には「路面段差あり」の看板を置いていたし、舗装を済ませてから約一ヶ月の間、原告車以外に一切の事故はない。

③ 過失相殺

イ 被告らの主張

事故現場の状況については、被告会社の主張と同一であり、道路に瑕疵といえるような危険性がなかったから賠償責任はない。

原告車は扁平タイヤを装着していたため地上高は約一〇cmしかなく、車体下にエンジンが裸のまま露出しており、通常の車両と比較して障害が生じやすい構造であつてより高度の前方注意義務や安全運転義務が課されているのに、高速で道路中央線付近を走行していたのであるから、相応の過失相殺がなされるべきである。

ロ 原告の主張

原告車は左側に駐車車両があつたため中央線付近を走行したが、対向車もなく道路交通法違反として批判される理由はなく、走行速度も時速二〇kmである。また、「段差あり」との看板は原告の進行方向と反対側に設けられていた。原告車が扁平タイヤを装着していた

ロ 被告京都市

約五cm程度の段差に車体底部を擦って軽度の車両損害を被ることは絶対ないと断言できないが、運転者が頭部打撲・左顔面挫傷などの受傷を負い、三ヶ月も休養を要することは到底考えられない。

ことは認めるが、車検にも合格し、通常の走行には問題のないものであった。よって、原告に過失はない。

3 判決の概要

被告らは、原告が被った損害を賠償する責任があるが、その損害を物損及び弁護士費用に限定し、金一七四万五、六八八円を認容した。

4 判決のポイント

① 被告会社の責任

本件道路中央に設置された鉄製マンホールの蓋部分は、元来、路面と同一の高さになければならないのに、被告会社が復旧のために埋め戻したアスファルト面が、度重なる通行車両の加重により沈下して約5cmの段差が生じており、工事現場では埋め戻し後も適宜、沈下部分を補修していたとの工事内容から推してみれば、被告会社の工事責任者がこれを予測することは容易であったことが認められるから、被告会社は本件事故により原告の被った損害を賠償する責任がある。

② 被告京都市の責任

本件現場道路を設置・管理する被告京都市は、上記の程度の段差があっても道路の瑕疵に該当しないと主張するが、これが道路の通常有

すべき安全性を欠いていることは明らかで、被告京都市も国家賠償法二条一項に基づき原告の被った損害を賠償する責任がある。

③ 原告の過失

道路は、種々の車両の通行の用に供されているのであるから、通行車両の安全確保の要請は極めて高いところ、その交通の安全を妨げるような工事方法や管理は許されず、原告車が扁平タイヤを装着していて車高が通常の車両に比較して低いとはいえ保安基準に違反するまでの車両ではなく（注・保安基準の最低地上高9cmに対し、原告車の車高約10cm）、また、上記認定の看板や明るさ程度で、車両運転者が走行中に5cm程度の段差を視認できなくても無理はないから過失相殺の主張は採用しない。

④ 原告の損害

受傷事実が認められないから、人損については、本件事故と相当因果関係を有する損害と認め難い。物損については、本件事故と相当因果関係を有する損害と認められる。